

意見書案第 13 号
令和7年12月19日

長岡京市議会議長

上 村 真 造 様

発議者 武 山 彩 子
富 田 達 也
小 原 明 大
住 田 初 恵
中 村 歩

意見書の提出について

国会議員定数のあり方における慎重な議論を求める意見書（案）
を議会の議決をもって、それぞれあて先に提出されたく提案します。

国会議員定数のあり方における慎重な議論を求める意見書（案）

高市政権は、政権与党間の合意を基に、短期間のうちに衆議院議員定数を削減しようとしている。

国会議員は主権者・国民の代表であり、国民の意見を国会に反映させることを使命としている。国会議員定数のあり方は、選挙制度の根幹をなし、国民の参政権と直結する問題であるから、国民的な議論こそが不可欠である。だからこそ衆議院では、与野党各党の参加で衆議院選挙制度に関する協議会を設置し、議論が重ねられてきた。それを無視することはあってはならない。

言論の府たる立法府には少数意見の尊重と多様性の確保が求められるところであるが、定数削減を行えば地方の声もより届きにくくなる。そもそも日本の人口当たり議員数はOECD諸国でも下から3番目と少ない。ますます複雑化する社会において、山積する国政課題の解決に取り組む議員が何人必要であるかは、幅広い角度から議論されるべきである。

よって長岡京市議会は、議会制民主主義と国民の利益を擁護する立場から、国会議員定数のあり方においては慎重な議論を行うよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

京都府長岡京市議会

宛先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣